

## 豊見城市立長嶺中学校創立 40 周年記念事業期成会会則

### 第 1 条（名称及び事務局）

本会は、豊見城市立長嶺中学校創立 40 周年記念事業期成会と称し、事務局を長嶺中学校（所在地：沖縄県豊見城市字饒波 1068-2）内に置く。<以下「長嶺中学校」を「本校」という>

### 第 2 条（目的）

本会は、本校創立 40 周年を記念し、記念事業を達成することを目的とする。

### 第 3 条（事業）

本会は、その目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 記念式典・祝賀会
- (2) 記念誌の発行
- (3) 記念事業に関する募金
- (4) その他、本会目的を達成するために必要な事業

### 第 4 条（組織）

本会は、本校卒業生、P T A 会員、元 P T A 会員及び本会の趣旨に賛同する者を持って組織する。

### 第 5 条（機関）

本会に、次の機関を置く。

- (1) 総会
- (2) 役員会
- (3) 専門委員会

### 第 6 条（役員）

本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1 名
- (2) 副会長 5 名
- (3) 会計監査 2 名
- (4) 事務局 4 名（事務局長 1 名、書記 1 名、会計 2 名）
- (5) 顧問若干名
- (6) 専門委員長 3 名
- (7) 専門副委員長若干名

### 第 7 条（役員の職務）

役員の職務は次の通りとする。

- (1) 会長は、本会を代表して会務を総括するとともに、総会及び役員会の議長となる。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長が不在の時は、その職務を代行する。
- (3) 会計監査は、本会の庶務、会計を監査し、その結果を総会に報告する。
- (4) 事務局は、会長の命を受けて事業の遂行の任にあたる。
- (5) 顧問は、本会の業務に関して諮問に応じたり指導助言にあたる。
- (6) 専門委員長は、専門委員会を総括し、召集して専門委員会の事業を推進する。
- (7) 専門副委員長は、委員長を補佐し、委員長が不在の時は、その職務を代行する。

## 第8条（役員を選出）

役員を選出は次の通りとする。

- (1) 会長、副会長、会計監査は、会員の中から役員会に諮り選出する。
- (2) 顧問及び専門委員会の正副委員長及び事務局は、会長が委嘱する。

## 第9条（任期）

役員任期は、本会がその目的を達成し、本会の解散までとする。

## 第10条（総会）

- (1) 総会は、第4条に規定する全員で構成し、本会運営の最高議決機関とする。
- (2) 総会の議事は、出席者の過半数を持って決議する。

## 第11条（総会の決議）

総会は、次の事項を審議し決定する。

- (1) 会則の制定及び改廃
- (2) 事業計画と予算、決算の承認
- (3) 会長、副会長及び監査員の承認
- (4) その他必要と認めた事項

## 第12条（役員会）

- (1) 役員会は、第6条に規定する役員で構成し、会長が招集し、主宰する。
- (2) 役員会は、構成員の過半数を持って成立する。
- (3) 役員会は、次の事項を審議する。
  - ① 総会に提出する議案の審議と決定
  - ② 各専門委員会の事業計画の審議
  - ③ 各専門委員会との連絡調整
  - ④ その他重要事項の審議
- (4) 会長は、必要に応じて各専門委員会の係を出席させ、発言させることができる。

## 第13条（専門委員会）

- (1) 本会に次の専門委員会を置く。
  - ① 総務委員会
  - ② 財務委員会
  - ③ 記念誌委員会
- (2) 専門委員会は、次の事業について審議し、事業の推進にあたる。
  - ① 総務委員会
    - 記念事業の企画に関する事
    - 記念式典・祝賀会に関する事
    - 各委員会との連絡調整
    - その他必要な業務
  - ② 財務委員会
    - 募金活動に関する事
    - 寄付金に関する事
    - 監査に関する事
    - その他
  - ③ 記念誌委員会
    - 記念誌の編集、刊行、配付に関する事（原稿依頼、資料収集、編集発行）
    - その他
- (3) 委員会組織は、次の通りとする。

① 委員長1名 ② 副委員長若干名 ③ 委員若干名

(4) 専門委員会は、各委員会の委員長が招集する。必要に応じて他の係を出席させ、発言させることができる。

(5) 副委員長は、委員会の事務局を兼ねる。

(6) 委員は、会長の承認を得て委員長が委嘱する。

(7) 委員は、委員長の指示に従い、本会の事業目的達成に協力するものとする。

#### 第14条（経費）

本会の事業及び会務に要する経費は、市補助金及び募金、その他の収入をもってあてる。

#### 第15条（諸帳簿及び管理・保管）

本会には、次の帳簿を揃える。事業完了後は、長嶺中学校がこれを管理保管する。

(1) 期成会会則 (2) 事業計画及び予算・決算書 (3) 募金計画書 (4) 寄付者名簿

(5) 現金出納簿 (6) 証憑書類 (7) 役員名簿 (8) 会議に関する書類

#### 第16条（会計）

本会の会計事務は、事業完了をもって終了とする

#### 第17条（解散）

本会は、記念事業終了後、総会で事業報告、決算報告をし、承認を得て解散する。

#### 第18条（会則の挿入・改廃）

会則の主旨に即した諸問題に対しては、役員会で審議し、会則に挿入または改廃し処理することができる。

#### 第19条（残余財産）

本会に残余財産が生じた場合は、全て豊見城市教育委員会へ寄付する。

附則 1 この会則は、令和2年2月10日より施行する。

2 令和2年3月11日挿入（第16条、第17条） 一部改正（第1条、第19条）